

## 岡山県知事選挙（岡山市中区）選挙公報配布業務委託（単価契約）仕様書

### 1 委託業務の内容

令和6年10月27日執行の岡山県知事選挙公報（以下「配布物」という。）を岡山市中区管内の有権者の属する世帯に10月25日（金）までのなるべく早期に配布すること。

「配布物が見当たらない」などの配布物の不存在通報が、岡山市中区管内の世帯主もしくは世帯員から岡山市選挙管理委員会事務局（以下「市委員会」という。）にあった場合、契約を締結する受託者による何らかの措置が必要と判断される際には、市委員会から受託者へ連絡するので、極力速やかに当該世帯に配布する等の適切な対応を取ること。

### 2 配布物の名称

令和6年10月27日執行 岡山県知事選挙公報 岡山県選挙管理委員会

### 3 配布物の紙質、個々の大きさ、枚数、片面印刷か両面印刷か 一般新聞紙と同等のもの

新聞紙大：ブランクセット判 縦545mm×横406mm 1枚 両面印刷  
（候補者が6人を超える場合は縦545mm×横812mm）

### 4 配布件数（概算） 73,000件以内

### 5 納品（引渡し）時の配布物の状態

2つ折（縦272.5mm×横406mm）

「2 配布物の名称」に記載の文字が左上に表示された面が見える状態

### 6 配布物の受託者への納品（引渡し）日（予定）

令和6年10月12日（土）夕方から13日（日）の間

納品日、時間、場所など詳細については、契約後、市委員会と協議のうえ決定する。

### 7 配布物の法定配布完了期限

令和6年10月25日（金）

### 8 配布物の不存在通報に受託者が対応する場合の時間帯

契約を締結した日から令和6年10月25日（金）まで：特に指定なし

令和6年10月26日（土）：午前8時30分～午後9時

令和6年10月27日（日）：午前8時～午後7時

### 9 委託業務期間

契約を締結した日から令和6年10月27日（日）まで

## 1 0 配布物の配布における留意事項

- (1) 配布物を各戸の郵便ポスト等に投函する際、当然、郵便ポスト等に入る大きさにまで折る必要はあるが、しっかり折り目をつけずとも、緩やかに折った状態で投函、配布して構わないものとする。
- (2) 配布物は、新聞等に折り込まないこと。
- (3) 配布物には、2～5で説明及び指示したもの以外のものを丁合いしないこと。
- (4) 配布物の配布に名を借りて、選挙運動等を行うことは厳に慎むこと。
- (5) 配布物には、鉛筆及びインク等で線や印を絶対につけないよう、また、つかないよう気をつけること。また、雨天時には、投かん前に配布物が濡れないよう留意すること。
- (6) 配布物の配布作業中、破れていたり、汚れている配布物が見つかった場合は配布することなく、予備として渡す配布物の中から配布すること。
- (7) 病院や会社の寮などの世帯については、管理人等に配布物の入用部数を確認し配布すること。
- (8) 明らかに事業所であれば配布しなくても差し支えないこと。
- (9) 配布物の配布漏れ世帯が生じないように特段の注意を払うこと。
- (10) 業務の遂行にあたっては、市委員会の業務を受託する業者として、道路交通法等の法令を遵守しながら、節度のある態度で臨むこと。

## 1 1 契約における留意事項

- (1) 当委託業務の委託料算定の際には、4に記した配布件数(概算)によって行い、配布1件当たりの単価によって行うこと。
- (2) 契約を締結した日以降、直ちに、委託業務に着手する旨を「委託業務着手届」で、配布の工程表を「工程表(委託作業表)」で、市委員会に届け出ること。なお、「工程表(委託作業表)」を提出した後、配布の工程(選挙公報の受取後から配布完了までの人員(班)体制、配布方法(配布漏れの防止対策)、未配布があった場合の再配布体制等)について、任意の様式を用いて説明すること。
- (3) 10月4日(金)までに、「業務責任者届」、「責任者連絡先」及び「配布計画書」を市委員会に提出すること。
- (4) 「配布状況報告書」により、配布状況の進捗について、配布日の翌日中(10月13日配布分については10月14日中)に電子メールで市委員会に報告すること。なお、任意の様式でも可とする。
- (5) 業務を終えた時は、速やかに、委託業務を終えた旨を「委託業務完了通知書」で、配布した詳細内容を「配布完了詳細報告書」で、市委員会に通知すること。
- (6) (5)を受理した後、市委員会は業務の検査を行うものである。また、6から7までの間に、状況に応じて「配布完了詳細報告書」に準ずる内容の中間検査を行うことがある。
- (7) 選挙終了後、余った選挙公報については、受託者において適正に処分すること。なお、処分費用については、受託者が負担すること。
- (8) 業務の遂行にあたっては、契約書、仕様書その他市委員会の指示を遵守すること。
- (9) 委託契約に基づく業務の遂行に関して生じたいかなる事故も市委員会の責めに帰する事由による場合を除き、すべて受託者がその責めを負うものとする。
- (10) 業務の遂行にあたっては、すべて公正な取扱いをすること。